



宮 崎 県 公 報

平成27年 5 月 28 日 (木曜日) 第 2695 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

規 則

○宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する
規則…………… (会計課) 1

告 示

○指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の所在
地の変更…………… (障がい福祉課) 1
○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 1
○道路の供用の開始…………… (“) 2

公 告

○軽油引取税に係る免税証の無効公告…………… (税務課) 2
○危険物取扱作業の保安に関する講習の実施…………… (消防保安課) 2

規 則

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年 5 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第38号

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県収入証紙条例施行規則 (昭和39年宮崎県規則第11号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| 別表第 1 (第 3 条関係) 1 [略] 2 使用料及び手数料徴収条例 (平成12年宮崎県条例第 9 号) に 基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)~(492) [略] (493) 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承 認申請手数料 (494)~(562) [略] 3~7 [略] | 別表第 1 (第 3 条関係) 1 [略] 2 使用料及び手数料徴収条例 (平成12年宮崎県条例第 9 号) に 基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)~(492) [略] (493) 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認 定申請手数料 (494)~(562) [略] 3~7 [略] |

附 則

この規則は、平成27年 6 月 1 日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 360号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の所在地変更について次のとおり届出があった。

平成27年 5 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 名 称 | 所在地 | 所在地 | | 変 更 年 月 日 |
|----------------------|-----|-----------------------------------|-----------------|------------------|
| | | 変更前 | 変更後 | |
| いわきりこ ろのクリニッ ク | 宮崎市 | 宮崎市清水 3 丁目10- 12南国ビル 1 階 | 宮崎市原町 5 番12号 | 平成27年 5 月 1 日 |

宮崎県告示第 361号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成27年 5 月 28 日から平成27年 6 月 11 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年 5 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線 番号 | 道路の 種 類 | 路線名 | 区 間 | 新 旧 の 別 | 敷地の 幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|----------|------------|-----------|--------------------------------------|------------------|---------------------|---------------|
| 27 | 県道 | 宮崎北 郷線 | 宮崎市清武 町加納字榎 ノ札甲1929 番 4 地先か | 旧 | 8.6 ~ 11.2 | 137.0 |
| | | | | 新 | 12.0~ | 137.0 |

| | | | | | | |
|--|--|--|------------------------------------|--|------|--|
| | | | ら同市同町 加納字白砂 坂甲1991番 1地先まで | | 12.9 | |
|--|--|--|------------------------------------|--|------|--|

宮崎県告示第 362号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成27年 5 月28日から平成27年 6 月11日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年 5 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線 番号 | 道路の 種 類 | 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|----------|------------|-----------|--|--------------|
| 27 | 県道 | 宮崎北 郷線 | 宮崎市清武 町加納字榎 ノ札甲1929 番 4 地先か ら同市同町 加納字白砂 坂甲1991番 1地先まで | 平成27年 5 月28日 |

公 告

宮崎県税条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第 3 号）第76条第 1 項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

平成27年 5 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 免税証の種類
200 ℓ 券 2 枚
- 2 用途
農業等
- 3 記号及び番号
200 ℓ 券 H 2502156、H 2502157
- 4 有効期間
平成27年 4 月 1 日から平成27年 6 月21日まで
- 5 免税証に記載した販売店の名称
はまゆう農業協同組合 本所給油所
- 6 紛失年月日
平成27年 5 月12日

消防法（昭和23年法律第 186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。

平成27年 5 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 講習の種別、日時及び場所

| 種 別 | 日 時 | 場 所 | |
|---------------------------------------|--|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習 | 7月22日（水） 9：30～12：30 | 日南市生涯学習センターまなびピア 日南市木山 2 - 4 - 44 | |
| | 7月24日（金） 9：30～12：30 | 日向市消防本部 日向市亀崎 2 - 23 | |
| | 7月28日（火） 9：30～12：30 | 宮崎県東児湯消防組合 児湯郡高鍋町大字上江4526 | |
| | 7月30日（木） 13：30～16：30 | 小林中央公民館 小林市細野38 - 1 | |
| | 8月5日（水） 9：30～12：30 | 都城市中央公民館 都城市姫城町 7 - 8 | |
| | 8月20日（木） 9：30～12：30 | 宮崎県技能検定センター 宮崎市学園木花台西 2 - 4 - 3 | |
| | 8月25日（火） 13：30～16：30 | 高千穂町コミュニティーセンター 西臼杵郡高千穂町大字三田井1515 | |
| | 8月26日（水） 9：30～12：30 | 延岡市社会教育センター 延岡市本小路39 - 1 | |
| | 給油取扱所以外において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習 | 7月22日（水） 13：30～16：30 | 日南市生涯学習センターまなびピア 日南市木山 2 - 4 - 44 |
| | | 7月24日（金） 13：30～16：30 | 日向市消防本部 日向市亀崎 2 - 23 |
| 7月28日（火） 13：30～16：30 | | 宮崎県東児湯消防組合 児湯郡高鍋町大字上江4526 | |
| 8月5日（水） 13：30～16：30 | | 都城市中央公民館 都城市姫城町 7 - 8 | |
| 8月20日（木） 13：30～16：30 | | 宮崎県技能検定センター 宮崎市学園木花台西 2 - 4 - 3 | |
| 8月26日（水） 13：30～16：30 | | 延岡市社会教育センター 延岡市本小路39 - 1 | |
| 8月27日（木） 9：30～12：30 13：30～16：30 | 延岡市社会教育センター 延岡市本小路39 - 1 | | |

2 講習の対象者

製造所、貯蔵所又は取扱所において現に危険物取扱作業に従事する者であって、甲種危険物取扱者免状、乙種危険物取扱者免状又は丙種危険物取扱者免状の交付を受けており、かつ、危険物の規制に関する規則（昭和39年総理府令第55号）第58条の14第 1 項

若しくは第 2 項に規定する受講義務者

3 講習科目及び講習時間数

- (1) 危険物関係法令 1 時間
- (2) 危険物の火災予防 2 時間

4 受講申請書の受付期間

平成27年6月22日（月）から平成27年7月3日（金）まで（郵送の場合は、7月5日（日）の消印のあるものまで有効とする。

）

5 受講申請書の提出先

宮崎市橋通東 2 丁目 7 番18号 宮崎県住宅供給公社ビル内（〒880-0805）

一般社団法人宮崎県危険物安全協会

6 受講手数料

4,700円（宮崎県収入証紙により納付すること。）

7 その他

- (1) 受講申請書は、一般社団法人宮崎県危険物安全協会、各地区危険物安全協会、宮崎県危機管理局消防保安課、各消防本部又は一部町村役場（美郷町、諸塚村、椎葉村、西米良村）で交付する。
- (2) 詳細については、一般社団法人宮崎県危険物安全協会（電話 0985（22）1868）又は宮崎県危機管理局消防保安課（電話 0985（26）7065）に問い合わせること。

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|